

地域公共交通活性化再生法及び(独)鉄道・運輸機構法の一部改正法の概要

(平成27年5月成立、8月施行予定)

平成26年度における地域公共交通活性化再生法の改正(平成26年5月成立、11月施行)

- ① **地方公共団体**が中心となり、② **まちづくりと連携**し、③ **面的な公共交通ネットワーク**を再構築する仕組みの創設

こうした仕組みを用いた取組のうち、

- ・ LRT・BRT等の新たな交通システムの導入
- ・ 路線やダイヤの見直しと一体となったICカードや情報案内システムの導入

などは、初期段階で集中的に資金が必要。



特に大都市圏や一定規模を有する地方都市では、中長期的な収益性が見込まれるため、出資等により効果的な支援が可能。

- ◆ 地域公共交通活性化再生法に基づく国土交通大臣の認定を受けた
- ◆ 地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業に対する
- ◆ 産業投資による鉄道・運輸機構を通じた出資等の仕組みを創設し、支援の充実・多様化を図る。

基本スキーム



(LRT)



(BRT)

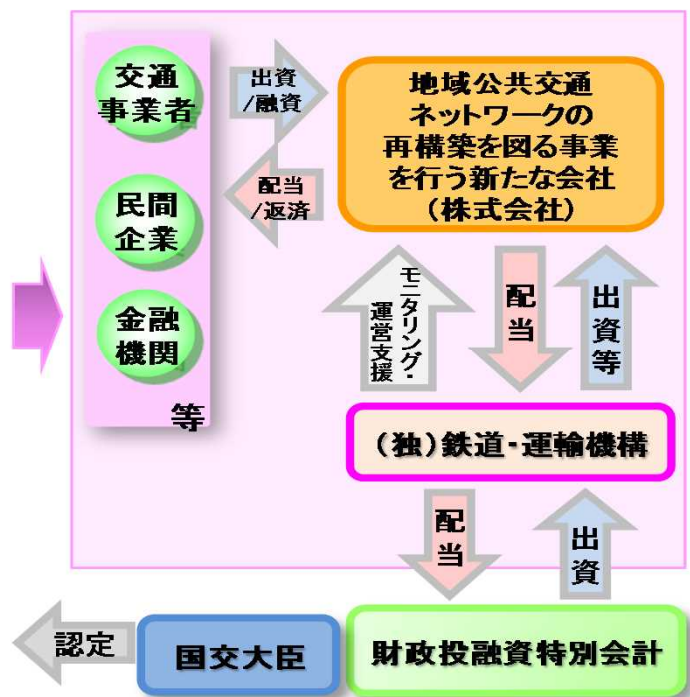


(ICカード)

地域公共交通網形成計画(自治体で作成)

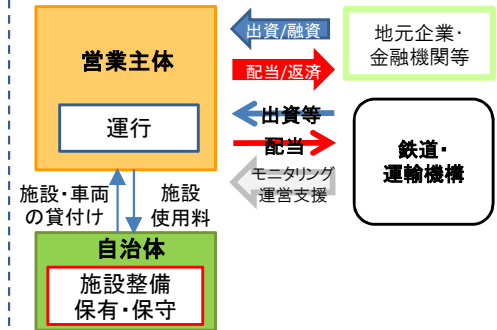
軌道運送高度化実施計画等(事業者等が作成)

地域公共交通再編実施計画(自治体で作成)



具体的な事例のイメージ

1. LRTの整備・運行の例



2. 地方鉄道の上下分離と情報案内システム等の導入の例

